佐賀県 Tosu City
鳥栖市

鳥栖市投げ込み資料

報道機関各位

発信日	令和8年11月24日	**担当者名**	小森、遠入
担当課	契約検査課	**電話番号**	85-3547

鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、令和8年11月20日付けで別紙のとおり決定いたしました。

添付資料	指名停止措置の概要

関連サイト	

投げ込み資料

指名停止措置の概要

１　業 者 名：株式会社カナデビアエンジニアリング
　　取締役社長 森本 智
　住　　所：大阪府大阪市中央区南久宝寺町３－１－８ＭＰＲ本町ビル９階
　登録業種：土木一式工事－Ａ級、とび・土工・コンクリート工事－Ａ級、電気工事－Ａ級、管工事－Ａ級、鋼構造物工事－Ａ級、塗装工事－Ａ級、機械器具設置工事－Ａ級、水道施設工事－登録、消防施設工事－登録、清掃施設工事－登録

２　停止期間：令和８年１１月２４日から令和８年１２月２３日まで（１か月）

３　事実概要

株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法第１５条第２号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。

このことが、建設業法第２８条第１項本文に該当するとして、令和８年６月１９日に近畿地方整備局長から指示処分を受けた。

４　措置理由

上記事実は、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第２－１３号に該当する。

よって、本件の指名停止期間は１か月とする。

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） １３　建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１か月以上９か月以内

５　発注及び指名実績

令和６年度、令和７年度　なし